

船舶事故調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	旅客負傷
発生日時	令和6年6月22日 10時23分頃
発生場所	熊本県天草市通詞島北西方沖 小籠岩灯標から真方位284° 1,430m付近 (概位 北緯32° 33.8' 東経130° 05.6')
事故の概要	旅客船第二五宝丸が漂流中、旅客1人が転倒して負傷した。
事故調査の経過	令和6年7月17日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 第二五宝丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	293-29377長崎、口之津観光船企業組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（旅客）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力3、視界 良好 海象：波向 西、波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、旅客25人（シンガポール共和国籍24人、マレーシア籍1人）及び通訳兼ツアーガイド（以下「ツアーガイド」という。）1人を乗せ、通詞島北西方沖において、いるかウォッチングを行う目的で、主機操縦レバーを中立とし、船首を南方に向けて漂流を開始した。</p> <p>船長は、ツアーガイドに対し、‘波による動揺があるので甲板上を移動する際は、何かの構造物につかまりながら移動すること’（以下「甲板上における注意事項」という。）を旅客に伝え注意を促すよう、漂流開始前から繰り返して依頼した。</p> <p>船尾部にいたツアーガイドは、船長から依頼された甲板上における注意事項等を口頭で旅客に伝えた。</p> <p>船長は、旅客を監視することができるよう操舵室の屋根に設けた操縦席（以下「本件操縦席」という。）に腰を掛け、いるかウォッチングを開始した。</p> <p>旅客の1人（以下「旅客A」という。）（シンガポール共和国籍）は、船首甲板の左舷前方でハンドレールをつかんで立ち、左舷方を向いていたが、左舷方から近づいて来たいるかの群れが本船の下方を通過して右舷方に出て来たので、その群れを追い掛けるようにハンドレールから手を離し、他の旅客より少し遅れて右舷側に向かって歩き始めた。</p> <p>旅客Aは、歩き始めた直後に、本船が右舷方から波を受けて左右に</p>

動揺した際、バランスを崩して左舷側に後ろ向きに転倒して尻もちを着き、左舷側外板の防撓材（以下「本件防撓材」という。）付近で後頭部を打った。（写真1参照）



写真1 本船の船首甲板

船長は、旅客Aが転倒したことに気づき、本件操縦席から上甲板に降りて船首甲板に移動し、旅客Aの負傷状況を確認したところ、後頭部に裂傷によると思われる出血が見られたので、いるかウォッチングを中止して帰航することにした。

旅客Aは、乗り合わせていた旅客の中にいた医師により応急処置を受け、本船が帰港した後、船長が手配した救急車しまばらで長崎県島原市内の病院に搬送されて治療を受け、その後旅行を継続した。

旅客Aは、高齢であり、甲板上を移動する際など、腰を曲げてゆっくりと歩いていた。

船長は、日本人の旅客に対して注意喚起等を行う際は、直接旅客に声を掛けて行っていた。

分析

本船は、波高約0.5mの西からの波がある中、船首を南方に向けて漂泊中、旅客Aが、本船の構造物につかまらずに船首甲板上を歩いて移動したことから、本船が波を受けて左右に動揺した際、バランスを崩して後ろ向きに転倒して左舷側の本件防撓材付近で後頭部を打って負傷したものと考えられる。

船長は、本船をいるかウォッチングの目的で漂泊させた後、波による動揺があるので、ツアーガイドに対して甲板上における注意事項を旅客に促すように依頼し、ツアーガイドが、旅客に対し、船尾部から甲板上における注意事項の説明を行ったものと考えられる。

旅客Aは、船首甲板において、左舷方から右舷方に移動したいるか

	<p>の群れを追い掛けようとしたことから、咄嗟^{とっさ}にハンドレールから手を離し、他の旅客より少し遅れて歩き始めたものと考えられる。</p> <p>旅客Aが、甲板上における注意事項を認識していたかどうかについては、本人から必要な情報を得ることができず、明らかにすることができなかったが、本事故前、ツアーガイドが旅客に対し行った甲板上における注意事項の説明が、旅客Aに十分認識されていなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、通詞島北西方沖において、波高約0.5mの西からの波がある中、船首を南方に向けて漂泊中、旅客Aが、船首甲板上を構造物につかまらずに歩いたため、本船が動揺した際にバランスを崩して後ろ向きに転倒し、本件防撓材付近で後頭部を打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光船等の船長は、外国人の旅客にも乗船中の注意事項を確実に伝えることができるように、通訳等に船内マイク又は拡声器などを活用させること。また、英語等で記載された注意事項を、旅客が見やすい場所に掲示するなどの措置を講じることが望ましい。 ・ 観光船等の船長は、高齢などにより動きの遅い旅客がいることも考慮し、波により船体が動揺すると思われるときは、その都度旅客に対し、確実に構造物につかまるよう注意喚起を行うこと。 ・ 観光船等に乗船する旅客は、船長の指示に従い、甲板上を移動する場合には、船舶の構造物につかまるなど、船体の動揺に注意して移動すること。